

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 トーエネックグループ
教育委員会スポーツ課（指定管理に関する事務の所管課）
- 3 事前調査日 平成21年1月8日
- 4 監査日 平成21年2月3日
- 5 監査対象年度 平成19年度
- 6 監査対象事項 出納その他の事務
- 7 監査方法 四日市ドームの指定管理者であるトーエネックグループに対して、公の施設の管理に係る平成19年度における事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。
また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督は適切に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名称	トーエネックグループ
代表者	株式会社トーエネック
住所	名古屋市中区栄一丁目20番31号

2 指定管理の内容

施設名	四日市ドーム
所在地	四日市市大字羽津甲5169番地
設置年月日	平成9年8月1日
指定管理期間	平成19年4月1日～平成21年3月31日
指定管理料	62,401,000円（平成19年度）
指定管理に係る 収支状況	収入 100,833,590円 支出 96,864,252円 収支 3,969,338円
利用実績	年間利用率（日単位） アリーナ 99.7%（延べ利用者数 162,100人） その他諸室 35.8%（延べ利用者数 14,989人）

3 指定管理の業務範囲

- ア 四日市ドーム条例第5条、第10条、第11条、第12条に規定する施設の使用の許可等に関する業務
- イ 四日市ドーム条例第6条、第7条、第8条に規定する施設の利用料金の徴収等に関する業務
- ウ 施設、設備器具、及び備付物品の維持管理に関する業務

エ 前各号に掲げるもののほか、四日市ドームの運営に関して必要と認める業務

4 収支状況

(単位 : 円)

項目	実施計画	実績額
利用料金収入	37,262,000	38,049,590
事業収入	900,000	383,000
指定管理料	62,401,000	62,401,000
収入計 ①	100,563,000	100,833,590
人件費		
管理責任者等	7,500,000	7,500,000
受付員	6,000,000	6,000,000
施設管理員	6,500,000	7,700,000
消耗品費	5,662,000	1,696,752
燃料費		
ガソリン	117,000	51,110
プロパン	368,000	312,974
印刷製本費	276,000	0
光熱水費		
電気料	18,386,000	19,350,603
上下水道料	947,000	1,643,733
修繕料		
施設修繕	2,743,000	2,080,344
車両修繕	253,000	121,905
器具修繕	223,000	61,950
通信交通費		
郵便料	128,000	36,260
電信電話料	421,000	156,603
広告料	275,000	150,000
手数料	111,000	55,459
委託料		
施設総合管理	20,306,000	20,306,000
清掃	10,428,000	10,428,000
警備	630,000	630,000
保守点検	12,703,000	12,703,000
その他	3,649,000	3,649,000
使用料及び賃借料	537,000	2,583,999
自主事業費	900,000	383,000
備品等購入費	1,500,000	412,333
保険料	0	784,840
租税公課	0	100,000

支出 計	②	100,563,000	96,864,252
収 支 (①-②)		0	3,969,338

第3 監査結果

四日市ドームの指定管理者であるトーエネックグループ及び所管課に対し、指定管理者選定に関する事務、協定書の締結に関する事務並びに公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行について監査を行った結果、次の指摘事項及び所見のとおり、改善、検討を要するところが認められた。

また、スポーツ課が行う履行確認及び指定管理者に対する指導監督について、次のとおり、改善、検討を要するところが認められた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【トーエネックグループ】

(1) 指定管理者の経理事務について

指定管理料の経理事務は共同企業体の代表企業が行うこととなっているが、指定管理料・利用料金等は独立会計とせず、代表企業の会計で一括経理され、別会計として区分されていなかった。加えて、出納関連証拠書類が一部提出されず、経理内容を確認できない状況にあった。指定管理者の形態が共同企業体であるので、共同企業体としての会計・経理を行い、出納関連証拠書類についても四日市ドームで保管し、必要時に確認できるようにすること。

【是正改善事項】

(2) 自主事業に係る収支報告について

自主事業に係る収支報告書の管理諸経費の内容が不明確であるので、証拠書類を備えた明確なものとする。

また、参加料を得て行う自主事業に係る施設利用料が免除されているが、四日市ドーム管理規則第10条第3項の手続きがとられていない。自主事業を実施する場合の施設利用料については、免除の是非を含め協定書により明確にするか、その都度教育委員会へ協議するよう改めること。

【是正改善事項】

【スポーツ課】

(1) 修繕費等の経費の負担区分について

修繕費等の経費の負担区分については、指定管理者選定の募集要項で定められており、基本協定書においても「募集要項による」と記載されている。負担区分をより明確にするため基本協定書の中で明記するよう改めること。

【是正改善事項】

2 所 見

【トエネックグループ】

(1) 事業計画について

ア 毎年度提出が義務づけられている事業計画書は、指定管理者を選定する際のプレゼンテーションに使用されたものがそのまま提出されている。運営管理は協定書に基づき実行されているが、限られた受託期間の中で選定時の提案内容に沿い、一步進んだ施設の運営・管理を実行するため、年度毎の事業計画の作成を行うこと。 **【努力要望事項】**

イ 指定管理業務の運営方針の1つに「市民の健康増進に寄与」とあるが、実施事業の中にはそれに該当する事業はなされていない。市保健所が行う健康増進事業とタイアップした事業を展開するなど、今後の事業の中で検討するよう要望する。 **【努力要望事項】**

【スポーツ課】

(1) 指定管理料の算定等について

ア 平成19年度決算状況を見ると、予算と実績が大きく乖離しているものが見受けられ、当初の積算が妥当であったかどうかと思われる点がある。より確実性のある予算を算定するよう指導するとともに、実績に対して的確な評価をして、今後の指定管理者選定に生かすよう努力すること。 **【努力要望事項】**

イ 直営から指定管理者制度に移行することにより、業務の効率化などによるコスト削減が期待されているが、指定管理者そのものを管理するコストの発生や技術・技能の流出、コントロール力の弱体化など課題が多く、それらに留意して取組まれたい。また、人件費や事業費の削減の取組みや労働条件の改善、サービス向上への取組みについてサポートされたい。さらにサービスの維持・向上に必要な職員の専門性や技術力が蓄積、確保できるよう適正な指定管理期間や指定管理料の算定等にも努力すること。 **【努力要望事項】**

(2) 施設の管理、運営について

指定管理者が施設の管理運営を行うことで、担当課の職員は施設の実情を十分に把握できず、また、職員の異動等により施設の課題、問題点及び市民ニーズの把握が困難となり、事業報告書などによる書類上の確認にとどまってしまうことが懸念される。履行確認マニュアルを作成するとともに、施設と担当課、担当課内及び関係部局間のコミュニケーションを図り、事故防止や施設利用効率を上げ、サービスの充実に努めること。 **【努力要望事項】**

(3) 指定管理者に対する指導監督について

毎月1～2回、月次の事業報告や指導、監督のため調整会議を開催しているが、業務が多岐にわたっているため、市が要求したサービスの水準が保たれているか、安全性は確保されているか、日常の施設管理、物品管理、金銭管理など、管理単位ごとに担当者のチェック項目を設定し、上司が必ず定期的に検査、牽制するシステムをつくり、より強固で効果的な指導監督に努めること。 **【努力要望事項】**